

○ 鈴鹿工業高等専門学校エックス線障害防止管理規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 42 号

最終改正平成 19 年 3 月 5 日

鈴鹿工業高等専門学校エックス線障害防止管理規則

(目的)

第 1 条 この規則は、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）に基づき、本校におけるエックス線発生装置の使用等を規制し、これによる放射線障害を防止し、安全を確保することを目的とする。

(エックス線作業主任者)

第 2 条 校長は、放射線障害の発生の防止について、指導監督を行わせるため、エックス線作業主任者（以下「作業主任者」という。）1 名を選任する。

2 作業主任者は、この規則の実施を確保するため、本校エックス線照射室及び管理区域に立ち入る者に対して必要な指示を行うものとする。

(エックス線作業従事者等)

第 3 条 本校におけるエックス線作業に従事する職員は、エックス線作業従事者及び業務上管理区域に随時立ち入る者とする。

2 エックス線作業従事者は、エックス線発生装置を使用する研究業務及び管理業務のために管理区域に常時立ち入る職員とする。

3 業務上管理区域に随時立ち入る者は、前 2 項以外の職員で、清掃等のため業務上立ち入る者を指し、物品検査、修理等のため一時的に立ち入る者は除く。

(管理区域)

第 4 条 エックス線照射室のうちエックス線発生室を、電離則第 3 条に定義された管理区域とする。

2 管理区域に立ち入るときは、作業主任者の許可を受けなければならない。

3 管理区域内においては、フィルムバッジ又はポケット線量計等の被爆量測定用具を装着しなければならない。

4 エックス線作業従事者以外の者が管理区域に一時的に立ち入る場合、許容線量を超えていないことが確認されているときは、前項の限りでない。

(保守・点検)

第 5 条 作業主任者は、エックス線発生装置の整備、点検を行い、装置の性能を維持し、使用の安全を図るとともに、当該装置による放射線障害防止のための測定用具、防護用具の保守を行わなければならない。

(エックス線発生装置の使用)

第 6 条 エックス線発生装置を使用するときは、その都度事前に作業主任者の許可

を受け、その指示に従わなければならない。

2 エックス線発生装置を使用する者は、備付けの帳簿に次の事項を記入しなければならない。

- (1) 使用者の所属学科、氏名
- (2) 使用年月日及び使用時間
- (3) エックス線管球の電圧及び電流
- (4) 使用フィルターの種類と厚さ
- (5) 照射方法（被照射体の名称、照射距離、線量率等）
- (6) その他放射線障害の防止に必要な事項

3 前項の帳簿は、年度ごとに締め切り、作業主任者が保管するものとする。

（測定）

第7条 作業主任者は、管理区域について、電離則第8条に基づく測定を、前に測定した日から6か月を超えない期間ごとに行い、その結果を記録し、保管するものとする。

2 作業主任者は、前項の測定結果を、照射室内の目に付きやすい場所に掲示しなければならない。

3 作業主任者は、エックス線作業に従事する職員について電離則第9条に基づく測定を行い、その結果を記録し、その記録を年度ごとに締め切り、保管するものとする。

4 前項の記録の写しは、当該記録に係る者に対し3か月ごとに、又はその者が管理区域に立ち入ることがなくなったときに、交付するものとする。

（教育訓練）

第8条 作業主任者は、エックス線作業に従事する職員に対し、必要な教育及び訓練を次の各号の定めるところにより行わなければならない。

- (1) 電離則及びこの規則の熟知
- (2) 未経験者及び経験の少ない者に対しては、経験者と同時に作業を行わせるなどによる使用方法等の習得
- (3) 講習会、講演会等の習得
- (4) パンフレット、学術書等による学習

（エックス線障害者の発見のための措置）

第9条 校長は、エックス線作業に従事する職員に対し、電離則第56条に基づく健康診断を行わなければならない。

2 校長は、健康診断の結果を記録して保管し、その写しを速やかに健康診断を受けた者に交付しなければならない。

3 健康診断の事務は、総務課において取り扱うものとする。

（エックス線障害を受けた者等に対する措置）

第10条 エックス線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置は電離則第59条に基づいて行う。

(異常の報告)

第11条 エックス線発生装置に異常を認めた者は、直ちに障害を拡大しない処置を講じるとともに作業主任者に報告しなければならない。

2 作業主任者は、エックス線発生装置に異常を認めた場合又は前項の報告を受けた場合は、直ちに適切な措置を講じなければならない。

(緊急時の措置)

第12条 地震、火災その他の災害により、エックス線発生装置に事故が生じ、又は生じるおそれのある場合は、次の各号に従って臨機の措置を講じなければならない。

- (1) 事故又はその発生のおそれのあることを発見した者は、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに作業主任者、守衛、その他関係者に通報すること。
- (2) 作業主任者は、電離則第43条に従い、応急の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署又は警察署に通報すること。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。